

# 山口県報

平成24年  
7月17日  
(火曜日)

## 目次

解除予定保安林(下関市)(森林整備課)	一
道路の位置の指定(建築指導課)	一
公告	一
平成二十四年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(七件)(商政課)	三
周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	四
周南都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	四
周南都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	五
選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	六
資金管理団体の異動事項	六
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正	六
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正(二件)	七
不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正(二件)	七
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(二件)	七

### 山口県告示第二百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

- 解除予定保安林の所在場所  
下関市大字蒲生野字深坂六二八の二四(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
電気通信施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。

### 山口県告示第二百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
熊毛郡平生町大字曾根字明地六四八の一、六五四の四、六五四の六、六六一の二地先及び六六一の三地先	四・〇	九五・八	三八八・二八



(三三二) 平成二十四年度山口県補正予算の概要の公表

平成二十四年七月二十日県議会定例会及び議決された平成二十四年度山口県補正予算の概略は、次のとおりです。

平成二十四年七月十七日

山口県保健 二井 関 宏

平成二十四年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,501,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ697,721,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。  
(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
13歳	越 金	1,500	0	1,500
15歳	債	2,500,000	109,716,100	112,216,100
	1 歳	2,500,000	109,716,100	112,216,100
	入 出	2,501,500	695,220,036	697,721,536
2 総	款 務 費	2,500,000	29,473,977	31,973,977
3 民	生 費	1,500	87,839,869	87,841,369
	3 徴 税 費	2,500,000	6,173,911	8,673,911
	補 正 額			
	補 正 前 の 額			
	計			

歳 出 合 計	1 社会福祉費
2,501,500	1,500
695,220,036	72,902,472
697,721,536	72,903,972

事 項	期 間	限 度	額
県史編さん事業の年度を越える一括契約すること。	平成24年度から平成25年度まで	43,068千円	

第3表 地方債補正追加 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
減収補てん債	2,500,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
			ただし、利率の見直しを行うに当たっては、当該見直し後において、当該見直し後の利率による。	特別のものとする。協賛して定める条件による。
計	2,500,000			

(三三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十四年八月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県探検団県民局において公表の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関 宏

申請のあった年月日

平成二十四年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人西岩国・駅と広域まちづくりの会  
代 表 者 の 氏 名 桑原 克忠  
主たる事務所の所在地 岩国市錦見六丁目一五番二号

(三二九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二日山口県公告(三五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イエローハット山口店・ユニクロ山口店

所在地 山口市宮島町九九七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二日山口県公告(三五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 パルティ・フジ南岩国(B敷地)

所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月十六日山口県公告(三八一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ小郡店

所在地 山口市小郡下郷七六三の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月十六日山口県公告(三八二)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ防府店

所在地 防府市警固町一丁目一番五五号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月十六日山口県公告(三八三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 通津ショッピングセンター

所在地 岩国市通津三七三五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月十六日山口県公告(三八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 玖珂ショッピングセンター

所在地 岩国市玖珂町五一四九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月十六日山口県公告(三八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社いちや家具店

所在地 周南市大字夜市二九三六の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三三六) 周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三三七) 周南都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画緑地の変更に係る同法第十四条第一項

に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画緑地三百一 周南緑地
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(三三八) 周南都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画墓園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画墓園三百一 大迫田墓園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
飯田てつなりサポーターズ会	飯田 実	堀内 恵美	山口市後河原35の1		平成24、6、26
清水ひろし後援会	清水 浩司	清水 恵子	防府市大字鈴屋279		" " 21
晋作プロジェクト	伊藤 央	田淵 雄三	大字奈美522の3		" " 7
税理士による山本しげたろう後援会	辻 堅太郎	藤中 秀幸	岩国市周東町下久原41の4		" " 21
草起会	飯田 哲也	堀内 恵美	周南市舞車町5番42号		" " 19
島嶼計之後援会	島嶼 計之	藤原 信彦	光市虹ヶ丘2丁目7番99号		" " 12

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考(届出年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県トラック支部	会計責任者	高橋 則彦	坂田 俊平	平成24、6、6
自由民主党山口県萩市第一支部	〃	秦 将宣	波多野 恵造	" " 20
自由民主党林業支部	代表者	河村 建夫	梅田 孝文	" " 14
	会計責任者	宇多村 智則	河村 明彦	
青木明夫後援会	事務所	山口市駅通り2丁目4番17号	周南市大字鹿野上2452の2	" " 25
	会計責任者	西川 誠子	中司 實	

岩田淳司後援会	事務所	周南市大字久米1120の4	周南市大字久米278の3	〃	27
新谷和彦後援会	会計責任者	蔡 将宣	池永七三郎	〃	20
全国林業政治連盟山口県支部	代表者	河村 建夫	梅田 孝文	〃	14
夏草会	会計責任者	宇多村智則	河村 明彦	〃	19
山口県トラック運輸政策協議会	名称	夏草会	たかこの会	〃	6
	会計責任者	高橋 則彦	坂田 俊平	〃	6

**山口県選挙管理委員会告示第六十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岩本直人後援会	加納 八良	岩本 佳子	下関市彦島福津町2丁目7番1号	平成23年12月30日

**山口県選挙管理委員会告示第六十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の名称	代表者の氏名	備考（指定届出年月日）

飯田 哲也	山口県知事	草起会	周南市舞車町5番42号	飯田 哲也	平成24年6月19日
-------	-------	-----	-------------	-------	------------

**山口県選挙管理委員会告示第六十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	備考（届出年月日）
				新 旧	
戸倉多香子	山口県議会議員	夏草会	名称	夏草会	平成24年6月19日

**山口県選挙管理委員会告示第六十五号**

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「光市隣保館」を「あさえふれあいセンター」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第六十六号**

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（昭和六十二年山口県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「医療法人和同会兼 宇部市野中一丁目二番一六号」を「盤台病院」を



「医療法人和同会宇部西リハビリテーション病院」に改める。

### 山口県選挙管理委員会告示第六十七号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「防府市大字高井八六一」を「防府市大字高井九六一」に改める。

### 山口県選挙管理委員会告示第六十八号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「」 大字吉敷一五六四の一」を「」 吉敷佐畑四丁目四番四四号」に改める。

### 山口県選挙管理委員会告示第六十九号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「山口市大字吉敷三〇四二の一」を「山口市吉敷中東一丁目一番二号」に改める。

### 山口県選挙管理委員会告示第七十号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(昭和六十三年山口県選挙管理委員会告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「山口市大字吉敷一三九五」を「山口市吉敷佐畑四丁目八番一号」に改める。

### 山口県選挙管理委員会告示第七十一号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「吉敷郡小郡町大字下郷一九」を「山口市小郡尾崎町二番一号」に改める。

平成二十四年七月十七日  
印刷発行

発行所

山口県知事  
山口市